

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	-	300単位
その他加算	(新) 情報提供	-	150単位
	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画書の作成に活用できる旨周知。

計画相談支援・障害児相談支援

基本報酬の見直し

- 機能強化型(継続)サービス利用支援費について、「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」および「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること」を要件に加えるとともに、さらに評価する。

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化 (I)	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化 (II)	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化 (III)	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化 (IV)	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

具体的取組について(機能強化型(継続)サービス利用支援費届出書における見直し部分抜粋)

要件	具体的取組	根拠書類
⑥基幹相談支援センター等が行う事例検討会等に参加している	● 事例検討会参加	出欠票
⑦協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している	● 相談支援部会 ● 相談支援部会運営会議 ● 障がい者総合支援法協議会 ● 合同部会	出欠票、議事録等
⑧基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している	● 事例検討会 ● 基幹相談支援センター研修会 ● 支援会議(スーパーバイズを含む) ● モニタリング同行 ● 巡回相談	出欠票、議事録等

年 月 日

機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に関する届出書

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ) 2 (Ⅱ) 3 (Ⅲ) 4 (Ⅳ) ※1

※1 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様。

① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。 相談支援専門員の配置状況	有・無										
<table border="1"> <tr> <td>相談支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>上記のうち現任研修修了者</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> </table>	相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人	上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人	
相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人							
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人							
※2 常勤専従者の業務については、業務に支障のない範囲とする。											
①-a 特別地域であり、かつ、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在し、他事業所における現任研修を修了した相談支援専門員による助言指導の体制が確保されている。	有・無										
※3 「有」の場合、①について現任研修修了者が配置されていなくても差し支えない。											
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	有・無										
③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無										
④ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有・無										
⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを支援する体制を整備している。	有・無										
⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有・無										
⑦ 協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。	有・無										
⑧ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。 (令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中間機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。)	有・無										
⑨ 1人の相談支援専門員の取組時間(約8月平均)が60分以上である。	有・無										

※4 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。(例:勤務形態一覧表、会議録、各種取組に関する記録等)

※5 令和7年3月31日までに限り、⑦、⑧については、令和6年3月31日時点において機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定している事業所は「無」の場合も算定可能であること。

(審査要領)
機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅱ)については、①、②～④(⑦、⑧については※5参照)がすべて有の場合算定可。
機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅲ)については、①、②、④～⑤(⑦、⑧については※5参照)がすべて有の場合算定可。
機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅳ)については、①、②、④～⑤、⑧がすべて有の場合算定可。

主任相談支援専門員配置加算の見直し

- 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

現行	改正後
主任相談支援専門員配置加算 100単位	主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 300単位 ※中核的な役割を担う相談支援事業所の場合
	主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100単位

具体的取組について(主任相談支援専門員配置加算届出書における見直し部分抜粋)

要件	具体的取組	根拠書類
①基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的に運営している、または地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定(障害児)相談支援事業所である	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センターから一部事業の委託を受けている相談支援事業所 	—
⑤基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している	<ul style="list-style-type: none"> ● 事例検討会 ● 支援会議 ● 巡回相談 ● モニタリング同行 ● 支援会議の同行 ● 基幹相談支援センター研修会 ● 主任相談支援専門員会議 ● 基幹相談支援センター定例会 	出欠票、議事録等
⑥基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している		

年 月 日

主任相談支援専門員配置加算に関する届出書

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)	2 (Ⅱ)	
4 締了者名			
5 公表の有無	有 ・ 無		
6 公表の方法			

① 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的に運営している又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定(障害児)相談支援事業所である。	有 ・ 無
② 利用者に関する情報はサービス提供に当たっての留意事項に関する保護等を目的とした会議を定期的に開催している。	有 ・ 無
③ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有 ・ 無
④ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の履修促進の向上を目的として研修、勉強会を行っている。	有 ・ 無
⑤ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。	有 ・ 無
⑥ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。 (市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の申請機関が実施する取組について協力している。)	有 ・ 無
⑦ 他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の事業者に対して上記②～④に該当する業務を実施している。 (主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)においては任意。ただし、その場合であっても、自事業所以外の職員が配置されていない等、②～④を自事業所内で実施することが困難な場合は必須。)	有 ・ 無

注：根拠となる締了票の写し、会議録、各種取組に関する記録等を別途添付すること。

(寄附原簿)

- ・ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)については、①～④、⑦がすべて「有」の場合算定可。
- ・ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)については、②～④、⑥がすべて「有」の場合算定可。ただし、自事業所での実施が困難と判断される場合は、⑦が「有」の場合に限り、②～④は「無」であってもよい。